

重要事項説明書

様

特定非営利活動法人オリーブの実
居宅介護支援事業所オリーブのさと

重 要 事 項 説 明 書

（居 宅 介 護 支 援 事 業）

居宅介護支援事業の提供開始にあたり当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事 業 者 の 名 称	特定非営利活動法人オリーブの実
主たる事業者の所在地	滋賀県守山市守山六丁目8番 15-1 号
法 人 種 別	特定非営利活動法人
代表者の職・氏名	理事長 角 野 めぐみ
電 話 番 号	電 話 077-514-1129 FAX 077-514-1128

2. 事業所の概要

介護保険法令に基づき 指定を受けている事業 所名称 (指定番号)	特定非営利活動法人 オリーブの実 居宅介護支援事業所 オリーブのさと 2571401302
事 業 所 の 所 在 地	滋賀県甲賀市土山町市場 390 番地 4
電 話 番 号	電 話 0748-64-9026 FAX 0748-66-2320
事 業 の 目 的	要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて本人 や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に 利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとと もに、適切なサービスの提供が確保できるよう居宅サービス事業 所、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと を目的とします。
事 業 の 方 針	① 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居 宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む ことができるよう配慮して行います。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用 者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービ スが多様な事業所から総合的に提供されるよう配慮して行 います。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立っ て、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特 定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公 正中立に行います。 ④ 事業の運営に当たっては、市町村、居宅サービス事業所、介 護保険施設、その他関係機関等との連携に努めます。 ⑤ 居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守 します。
開 設 年 月 日	令和 7年 2月 1日
通常の事業の実施地域	甲賀市
営 業 日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日か ら1月3日までを除く
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分 上記の営業日・営業時間のほか、電話等により連絡が可能な体制 とします。

3. 事業所の職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名	管理全般・相談・苦情対応等
介護支援専門員	2 名（管理者と兼務） （令和7年 2月 1日現在）	居宅サービス計画の作成 サービスの実施状況・課題の把握 給付管理 要介護認定等の協力・援助

4. 提供するサービスの内容と料金

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業所との調整	MDS－HC 方式を使って、利用者とともに居宅サービス計画を作成します。各サービス利用に関する事業所との調整をします。また、利用者の介護認定更新時及び変更申請の際は、その都度サービス担当者会議を開催し、サービス内容が適切かなどについて話し合います。
利用者への居宅サービス計画の説明と交付	作成した居宅サービス計画書を、利用者に説明し交付します。
サービスの実施状況及び課題の把握	居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握にあたって、1 ヶ月に1 回以上、利用者の居宅を訪問しサービス内容が適切かなどについて話し合い、その結果を記録します。
サービス担当者会議の実施	利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催・サービス担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地から意見を求めます。
給 付 管 理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、またサービスが計画どおり提供されたかなどを確認して給付管理を行います。
要介護認定の協力、援助	利用者が要介護認定の変更や更新認定を受けるについて申請を代わって行なったり、その他必要な援助を行います。
相 談 の 対 応	介護保険や介護に関する相談を受けます。

【プライバシー（個人情報）の保護】

当事業所がサービスを提供する際に、利用者に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などのサービス提供のために必要な業務以外は決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業所等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意書に署名押印をいただきます。

【医療との連携】

当事業所は利用者へのサービスの提供に際し、随時、主治医と連携をとり、適切なサービス提供に努めます。

また、利用者の状態把握の為に、必要に応じて診療情報提供書等の提出を求めることがあります。

【料金等】

居宅介護支援費 Ⅰ	要介護 1・2	取り扱い件数 45 件未満	1 ヶ月につき 11,316 円
	要介護 3・4・5	取り扱い件数 45 件未満	1 ヶ月につき 14,702 円
初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合。			3,126 円
退院・退所加算 医療機関や介護保険施設等を退院し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。			
	加ファルシ参加 無	加ファルシ参加 有	
連携 1 回	4,689 円	6,252 円	
連携 2 回	6,252 円	7,815 円	
連携 3 回	×	9,378 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算 病院等の求めにより、病院等の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。			2,084 円
通院時情報連携加算 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。 利用者一人につき、一月に 1 回の算定を限度とする。			521 円
入院時情報連携加算 利用者が病院等に入院するに当たって、病院等の職員に対して、利用者の心身の状況が生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。			
(Ⅰ) 入院された日に情報提供した場合（提供方法は問わない）※入院以前の情報提供を含む			
(Ⅱ) 入院された日の翌日又は翌々日に情報提供をした場合（提供方法は問わない）			
特定事業所集中減算 正当な理由なく、特定の事業所の割合が80%を超える場合。			1 ヶ月につき －2,084 円
厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合。		居宅介護支援費の100分の50に減算する。2 ヶ月以上継続している場合は算定しない。	

	※ 利用者に介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。 ※ ただし、利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、料金をいただき、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。
交 通 費	・ 通常の事業の実施地域内は無料です。 ・ 通常の事業の実施地域（甲賀市）を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。 実地地域を超える地点から片道 1 キロメートル（小数点以下は切り捨て）× 20 円

5. 料金の支払い時期と支払方法

利用者に介護保険が適用される場合は、毎月当事業所より直接国民健康保険団体連合会へ請求いたします。その他介護保険の適用以外の費用は、月額まとめてお支払いください。

6. 解約

- ① 利用者は当事業所に対し、契約書に添付されている「解約の通知」を解約する日までに当事業所に届けていただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院などやむを得ない場合はこの限りではありません。
- ② 当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日 1 ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することができます。この場合、当事業所は、他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど利用者が続けて滞りなく介護保険のサービスを受けることができるように手配します。

7. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了されます。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合（ただし、6 ヶ月以内に退所見込みのある場合はこの限りでない）
- ② 利用者が要介護でなくなった場合
- ③ 利用者が住宅改修及び福祉用具購入以外に介護保険の利用を希望しない場合
- ④ 利用者が入院以外に理由なく 6 ヶ月以上介護保険を利用しない場合
- ⑤ 利用者が死亡した場合

8. 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償をいたします。

9. 相談・苦情窓口

つぎのことについて、相談や苦情などがございましたら当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- ① 当事業所が提供するサービスについて
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

利用者からの相談又は苦情に対応する常設窓口（連絡先）、担当者の設置	〈苦情受付担当者〉 藤本 明希 電話番号 0748-64-9026 FAX 0748-66-2320 担当者不在のときは、基本的な事項については、誰でも対応できるようにします。
-----------------------------------	---

当事業所以外での、相談や苦情などの受付け窓口

甲賀市健康福祉部長寿福祉課介護保険係	電話: 0748-69-2165 ファックス: 0748-63-4085
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話: 077-522-0065 ファックス: 077-510-6606

10. 緊急時の対応

当事業所は、利用者の病状の急変等が生じた場合や、その他必要な場合には、家族または緊急連絡先・医療機関等へ速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者からの緊急時等の申し出にも、速やかに対応できるよう努めます。

緊急連絡先	電話番号 0748-64-9026 FAX 0748-66-2320
-------	---------------------------------------

11. 主治医の医師および医療機関等との連携

当事業所、利用者へのサービス提供に際し、随時、主治医等と連携をとり、適切なサービス提供に努めます。また、利用者の状態把握の為に、必要に応じて診療情報提供書等の提出を求めることがあります。

〈通院時〉

必要に応じて、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際にケアマネジャーが同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントと行います。

〈入院時〉

入院をされた時は、担当ケアマネジャーの氏名等を入院機関にご連絡いただきますようお願いいたします。また、より効果的な連携となるよう、入院時に医療機関が求める利用者の情報を提供致します。

〈平常時〉

医療系サービスのご利用を希望された場合等は、利用者の同意を得てケアマネジャーが主治医等に意見を求めることとされており、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。また、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医等に必要な情報伝達を行います。

1 2. 公正中立ケアマネジメントの確保

居宅サービス計画にあたり、利用者やその家族は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

1 3. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ②虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催の実施をしています。
- ③虐待防止についての指針を整備しています。
- ④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥苦情体制を整備しています。

虐待防止に関する窓口	〈虐待防止に関する責任者〉 管理者 藤本 明希
------------	----------------------------

1 4. 身体拘束等の適正化について

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。身体的拘束を行う場合には、その状態及び、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

事業所は、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

2025 年 月 日

【事業所】 所在地 滋賀県甲賀市土山町市場 390 番地 4
 名 称 特定非営利活動法人オリーブの実
 居宅介護支援事業所 オリーブのさと

【説明者】

私は、本書面により事業所から重要な事項の説明を受けました。

【本 人】 住 所 滋賀県 _____

氏 名 _____

【代筆者】（私は、利用者の住所及び氏名を利用者に代わり記載しました）

氏 名 _____

【代理人】（私は、本書面により利用者に代わり、事業所から重要な事項の説明を受けました）

住 所 _____

氏 名 _____

本人との続柄 _____